

緊急事態措置の移行等について

(特措法に基づく緊急事態措置)

緊急事態措置:5月6日まで(特措法の根拠条項)	
1	<p>外出の自粛要請(第45条第1項) 4/17~5/6 ○生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を要請。 ○大型連休期間においては、不要不急の帰省や旅行など、県をまたいで移動することは自粛するよう要請。 ○繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く自粛を要請。 ○やむを得ず外出する場合は、「三つの密」を避ける行動の徹底や、必要最小限の人数や時間での外出、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤などを徹底。</p>
2	<p>催物開催の自粛要請(第24条第9項) 4/17~5/6 ○屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント、パーティー等のイベント主催者に対し、催物開催の自粛を要請。 ○生活の維持に必要なものを開催する場合については、感染予防・拡大防止策を徹底。</p>
3	<p>施設の使用停止等の要請(第24条第9項・第45条第2項外) 4/25~5/6 ○施設の使用停止等を要請。特措法の対象外施設についても、停止要請の趣旨に基づき、適切な対応への協力を依頼。 ○保育所や放課後児童クラブ(学童保育)への休業要請は行わないが、家庭での保育が可能な方は、できる限り、利用を控えるよう呼びかけ。</p>
4	<p>スーパーマーケット等における感染拡大防止についての協力要請(第24条第9項) 4/24~5/6 ○入場制限や一方通行の誘導、人と人との距離の確保、共用部の定期的な消毒や手指消毒の徹底、会話時の距離確保や対面時のパーティションの設定などの対策を依頼。 ○混雑時は避け、買物の人数は最小限にする。人と人の距離を適切に保つ。</p>

基本的対処方針変更に伴う緊急事態措置:5月7日から5月31日まで(特措法の根拠条項)	
⇒ 1	<p>外出の自粛要請等(第24条第9項) 5/7~5/31 資料5 ○不要不急の帰省や旅行など、県境をまたいで移動は自粛するよう要請。 ○繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、自粛を要請。 ○これら以外に外出する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を求める。「新しい生活様式」については「人と人の接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を参考とする。</p>
⇒ 2	<p>職場における感染防止対策等に係る取組の要請(第24条第9項) 5/7~5/31 資料5 ○事業者に対し、引き続き、在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人の接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼。 ○事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう、協力を依頼。</p>
⇒ 3	<p>催物(イベント等)開催の自粛要請(第24条第9項) 5/7~5/31 資料5 ○クラスターが発生するおそれがある催物(イベント等)や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛を要請。 ○特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請。 ○感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、主催者に対し、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請。</p>
⇒ 4	<p>施設における感染防止対策の徹底の要請(第24条第9項) 5/7~5/31 資料5 ○施設管理者に対し、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底や施設類型ごとの留意事項に基づく対応について、強く要請。 ○施設管理者に対し、利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応を行うよう要請。 ○事業者及び関係団体に対し、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることを要請。 ○国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼。</p>

(特措法に基づかない対応)

これまでの対応	
5	<p>県民等への呼びかけ・メッセージ 4月3日 緊急共同記者会見(知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長) 4月9日 共同記者会見(知事、宮城県医師会長、東北大学病院長、県感染症対策委員会委員長)</p>
6	<p>東北・新潟緊急共同宣言(4月24日) ・都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛、外出の場合も三密回避の徹底を依頼。 ・在宅勤務など接触機会低減の取組、従業員・利用者等に対する感染防止対策、症状が見られる従業員の出勤停止等の徹底を依頼。店舗等における利用者の密集対策を依頼。</p>

基本的対処方針変更に伴う対応	
⇒ 5	<p>県民等への呼びかけ・メッセージ 資料5 ・資料5「県民の皆様へ」について、県ホームページに掲載</p>
⇒ 6	<p>東北・新潟緊急共同宣言 ・今後の実施に向けて、他県等と検討を行う。</p>

(県の対応)

これまでの対応	
7	学校における休校等の対応 ・ <u>県立学校については5月10日まで休校</u> ・ <u>市町村立学校についても、同様の対応を依頼</u>
8	県有施設における対応 ・ <u>屋内施設は利用休止</u> ・ <u>屋外施設は対象外とするが、屋外施設に付属する運動施設、集会施設等は休止</u>
9	県主催のイベント・会議等に関する考え方について ・ <u>緊急事態措置(催物開催の自粛要請)に応じた運用</u>

⇒

基本的対処方針変更に伴う対応	
7	学校における休校等の対応 資料6 ・ <u>県立学校については5月31日まで臨時休業を延長</u> ・ <u>休業期間内において、感染リスクの低い教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていく。</u> ・ <u>市町村立学校についても、同様の対応を依頼。5月31日以前に再開する場合は、感染リスクを抑えるための事前の十分な検討を依頼。</u>
8	県有施設における対応 資料7 ・ <u>屋内施設は適切な感染予防対策を講じた上で、順次再開(集会施設を除く。)</u> ・ <u>屋外施設は順次再開(遊具等、子どもの密集した利用が想定されるものを除く。)</u>
9	県主催のイベント・会議等に関する考え方について 資料8 ・ <u>緊急事態措置の変更に伴い改訂</u>
10	「新しい生活様式」を踏まえた職場における感染予防について 資料9 ・ <u>業務継続及び感染予防と「働き方の新しいスタイル」の導入</u>